

南九州市公営企業管理規程第 5 号

南九州市使用水量の認定に関する規程を次のように定める。

令和 8 年 8 月 1 日

南九州市公営企業管理者
南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市使用水量の認定に関する規程

(趣旨)

第 1 条 南九州市給水条例（平成19年南九州市条例第197号）第28条の規定による使用水量の認定方法については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下漏水 給水装置が破損し、地表面に現れない発見困難な漏水をいう。
- (2) 地上漏水 給水装置が破損し、地表面に現れる発見安易な漏水をいう。

(適用除外)

第 3 条 この規程は、使用者が善良な管理者の注意義務を怠ったため、給水装置が破損し、漏水した場合については適用しない。

(地下漏水)

第 4 条 地下漏水に係る使用水量の認定については、前 3 回の定例検針による使用水量の平均を基準水量とし、メーター指示水量による水量から基準水量を差し引いた 2 分の 1 の水量を指示水量から差し引いた水量によるものとする。ただし、前 3 回の定例検針による使用水量の平均を基準水量とすることが適当でないときは、前年同期の使用水量を基準水量とすることができる。

2 前項で認定された使用水量が基準水量の 5 倍を超えるときは、5 倍を限度とするものとする。

3 第 1 項の認定については、漏水が確認された検針月分についてのみ行うものとする。ただし、特別な理由があると認められる場合は、検針月以外の月分についても行うことができる。

4 漏水修繕の完了は、指定給水装置工事事業者の報告又は修繕料の領収書等をもって確認するものとする。

(地上漏水)

第5条 地上漏水に係る使用水量の認定については、メーター指示水量による水量をもって使用水量とみなす。ただし、漏水の発見が特に困難であると認められるもの及び特に事情を考慮する必要があると認められるものについては、前条の規定に準じて認定することができる。

（メーターの異状）

第6条 メーターの故障、破損等により行う使用水量の認定については、前3回の定例検針による使用水量の平均をもって使用水量とみなす。ただし、これにより難しいと認められるときは、前年同期の使用水量その他の事情を考慮して認定することができる。

（不可抗力による漏水）

第7条 天変地異その他不可抗力による使用水量の認定については、その都度管理者が決定する。

（特別措置）

第8条 使用者が、異状使用水量を認め、修繕を依頼した場合、市又は指定給水装置工事事業者の都合により修繕が遅延し、遅延相当の漏水量を差し引く必要があると認められるときは、相当水量を差し引いて第4条又は第5条の規定による使用水量を認定することができる。

（受水槽等の故障による漏水）

第9条 受水槽及び排水設備（水洗便所を含む。）の故障による漏水については、第5条の規定に準じて使用水量を認定するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和8年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日の前日までに、南九州市使用水量の認定に関する規程（平成19年水道事業管理規程第14号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。